

登米市浄化槽設置整備事業費補助金の概要について

1 事業の背景及び事業内容

登米市浄化槽整備推進事業条例の一部改正を行い、浄化槽整備を市設置型（市で浄化槽を設置、管理）から個人設置型（個人で浄化槽を設置、管理）へ変更するにあたり、浄化槽の設置費用に係る個人負担の軽減を図るため、設置者に補助金を交付するもの。

また、個人設置の浄化槽に接続する宅内排水設備についても、設置費用の一部を補助するもの。

2 補助金の内容

事 項	内 容		
補 助 対 象 者	浄化槽及び宅内排水設備の設置を行う者		
交付対象区域	公共下水道の事業計画区域、農業集落排水事業の処理区域以外		
交付対象施設	一般住宅及び店舗付住宅に設置する浄化槽、宅内排水設備		
補 助 金 の 額	浄化槽設置に係る補助金額に、宅内排水設備に係る補助金額を加えた額		
補 助 対 象 経 費	① 浄化槽設置	設置費用	
	② 宅内排水設備	主たる管渠のうち30mを超える区間の管渠及び蒸発拡散装置の設置工事費。	
補 助 率 等	① 浄化槽設置	処理方式及び人槽毎に定額補助。 ※ 国補助基準での補助(工事費の4割相当を補助)	
	② 宅内排水設備	主たる管渠 (30mを超える) 1m当たり5,000円 蒸発拡散装置 工事費の2分の1以内	
補 助 上 限 額	① 浄化槽設置	処理方式及び人槽毎に限度額を設定。	
	② 宅内排水設備	限度額 30万円。 ※ 設置費用が限度額未満の場合は設置費用(1,000円未満の端数切り捨て)	
浄 化 槽 設 置 補 助 額	区 分		
	コンパクト型	5人槽	332,000円
		6～7人槽	414,000円
		8～10人槽	548,000円
		11～20人槽	939,000円
	高度処理型	5人槽	360,000円
		6～7人槽	462,000円
		8～10人槽	585,000円
11～20人槽		1,092,000円	

激変緩和措置	令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間 浄化槽設置補助額は、国補助基準での補助(工事費の4割相当を補助)を基本としているが、激変緩和措置として、制度変更から3年間、国補助基準額の3/4を上乗せ補助する(3年間は工事費の7割相当を補助)。		
浄化槽設置補助額 (激変緩和措置)	区 分		限度額(上乗せ後)
	コンパクト型	5人槽	581,000円
		6～7人槽	724,000円
		8～10人槽	959,000円
		11～20人槽	1,643,000円
	高度処理型	5人槽	630,000円
		6～7人槽	808,000円
		8～10人槽	1,023,000円
11～20人槽		1,911,000円	
高度処理型の設置区域	伊豆沼、内沼、長沼集水域及び長沼川流域ほか市長が必要と認める区域		

3 施行日

令和8年4月1日